

平成30年第2回臨時会  
新冠町議会会議録  
第1日（平成30年 5月 8日）

◎議事日程（第1日）

開会宣告

開議宣告

議事日程の報告

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 |        | 会議録署名議員の指名                               |
| 日程第 2 |        | 会期の決定                                    |
| 日程第 3 |        | 諸般の報告                                    |
| 日程第 4 | 承認第 4号 | 専決処分について<br>(平成29年度新冠町一般会計補正予算)          |
| 日程第 5 | 承認第 5号 | 専決処分について<br>(新冠町税条例の一部を改正する条例について)       |
| 日程第 6 | 承認第 6号 | 専決処分について<br>(新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について) |
| 日程第 7 | 議案第23号 | 財産の取得について                                |

閉議宣告

閉会宣告

◎出席議員（12名）

1番 須崎 栄子 君	2番 椎名 徳次 君
3番 武藤 勝圀 君	4番 長浜 謙太郎 君
5番 荒木 正光 君	6番 氏家 良美 君
7番 武田 修一 君	8番 堤 俊昭 君
9番 秋山 三津男 君	10番 竹中 進一 君
11番 但野 裕之 君	12番 芳住 革二 君

◎出席説明員

町 長	鳴海 修司 君
副町長	中村 義弘 君
教育 長	山本 政嗣 君
会計管理者	田村 一晃 君
総務課 長	坂本 隆二 君
町民生活課 長	坂東 桂治 君
税務課 長	佐藤 正秀 君
保健福祉課 長	鷹 賢 寧 君
建設水道課 長	関口 英一 君
産業課 長	島田 和義 君
牧野所 長	堤 秀文 君
企画課 長	原田 和人 君
教育委員会管理課 長	工藤 匡 君
教育委員会社会教育課 長	湊 昌行 君
診療所事務 長	杉山 結城 君
特別養護老人ホーム所 長	山谷 貴 君
総務課総括主幹	新宮 信幸 君
保健福祉課総括主幹	楫川 聡明 君
町民生活課総括主幹	竹内 修 君
建設水道課総括主幹	寺西 訓 君
建設水道課総括主幹	磯野 貴弘 君
産業課総括主幹	三宅 範正 君
教育委員会社会教育課総括主幹	谷藤 聡 君
教育委員会社会教育課総括主幹	伊藤 美幸 君
農業委員会事務局 長	本間 浩之 君
税務課総括主幹	今村 力 君
企画課総括主幹	佐々木 京 君

特別養護老人ホーム総括主幹	坂 元 一 馬 君
代 表 監 査 委 員	岬 長 敏 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長	佐 渡 健 能 君
議 会 事 務 局 係 長	浜 口 雅 史 君

(開会 9時58分)

○議長（芳住革二君） 皆さんおはようございます。

◎開会宣告

○議長（芳住革二君） ただいまから、平成30年第2回新冠町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（芳住革二君） ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（芳住革二君） 議事日程 を報告いたします。議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（芳住革二君） 日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番 椎名 徳次 議員、3番 武藤 勝罔 議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（芳住革二君） 会期の決定 を議題といたします。本臨時会の会期は、本日一日にいたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。（なしの声あり）異議なしと認めます。よって、会期は本日一日とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（芳住革二君） 日程第3 諸般の報告 を行います。本臨時会の説明員として出席通知のありました者の職・氏名を、お手元に配布しておきましたので、ご了承願います。これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第4号 専決処分について

○議長（芳住革二君） 日程第4 承認第4号 専決処分について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 承認第4号 専決処分について、提案理由を申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。次のページ

をお開き願います。専決処分書 平成29年度新冠町一般会計補正予算について、地方自治法179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成30年3月30日付けをもって専決処分したものであります。この度専決処分いたしました補正の主な内容ですが、除雪費に対する国庫補助金の臨時交付による増、鳥獣被害防止総合対策事業補助金の交付額の減、町有牛の売り払い収入及び寄付金等の収入増分をそれぞれの基金に積み立てるもののほか、修学資金貸付金の繰り上げ償還による増額等となっております。いずれも平成29年度内に確定するものですが、議会を開く暇がなかったことから平成30年3月30日付けをもって専決処分したものであります。予算書の1ページをお開き願います。平成29年度新冠町一般会計補正予算 この度は7回目の専決の補正予算となります。第1条 歳入歳出予算の補正 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1178万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億4091万2000円にするものであります。第2条 地方債の補正がありますので、4ページをお開き願います。第2表 地方債補正 1 変更です。畑地帯総合整備単独営農用水事業は、道営事業による芽呂水道利用組合の管路新設に係る辺地債で、限度額2880万円を補正後200万円減の2680万円にするもの。農道保全対策事業は、道営事業による道道平取静内線から芽呂沢太陽線までの道路改良工事に伴う実施調査設計及び用地確定測量に係る辺地債で、限度額740万円を補正後170万円減の570万円にするもので、いずれも事業費の確定に伴う減額であります。補正後の起債の方法、利率、償還期間については変更ありません。それでは、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、9ページをお開き願います。2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費 補正額ありませんが、財源内訳において修学資金貸付金の繰り上げ償還があったことから、一般財源をその他の特定財源に振り替えたものであります。10目 減債基金費 572万5000円の追加は、流木売り払い収入の増額により積立額を増額するものであります。11目 ふるさとづくり基金費 949万6000円の追加は、町有牛売り払い収入が予算対比143万4000円の増、ふるさとづくり指定寄付金851万6000円の増のほか、町有牛優良受精卵売り払い収入において、採卵数の減少により45万4000円が減額となったものであります。5款 農林水産業費 1項 農業費 3目 農業振興費 466万7000円の減は、道営事業に係る負担金で事業費の確定に伴う減額であります。2項 林業費 1目 林業振興費 123万4000円の追加は、有害鳥獣駆除対策事業において、シカ等の捕獲頭数の増加による残滓処理に係る手数料及び北海道猟友会日高中部支部新冠分会に対する委託料の増額であります。10ページに移ります。7款 土木費 1項 道路橋梁費 2目 道路維持費 補正額ありませんが、除雪費に対して国庫補助金700万円が交付されたことから一般財源を国・道支出金に振り替えたものであります。歳入に移りますので、7ページをお開き願います。13款 国庫支出金 2項 国庫補助金 4目 土木費国庫補助金 700万円の追加は、この冬の全国的な大雪により自治体を実施した道路除雪費に対し、臨時特例措置として国庫補助金が2分の1交付されたものであります。14款 道支出金 2項 道補助金 4目 農林水産業費道補助金 493万円の

減は、鳥獣被害防止総合対策事業補助金で、シカ等の捕獲頭数は増加しておりますが道からの補助金交付額が減少したことによる減額であります。15款 財産収入 2項 財産売払収入 1目 物品売払収入 670万5000円の追加。町有牛売り払い収入143万4000円の追加は、売却頭数は合計50頭と変わりありませんが肥育牛が5頭減、素牛が8頭増となっており、いずれも単価が高値で推移したことにより増額となっているものであります。流木売り払い収入572万5000円の追加は、岩清水地区町有林における間伐材及び流木売り払いにおいて間伐率の引上げ等により増額となったほか、西泊津地区における日高自動車道整備に係る残土置き場への転用に伴う流木売り払い等による増額であります。町有牛優良受精卵売り払い収入では、採卵数の減少により45万4000円が減額となっております。16款 寄付金 1項 寄付金 2目 指定寄付金 851万6000円の追加は、ふるさと納税対象外分として2団体、2個人からの寄附712万円のほか、ふるさと納税の寄附額が確定し1700万円の予算額に対し、1839万6000円となったことから139万6000円を追加し、これをふるさとづくり基金に積み立てるものであります。8ページに移ります。17款 繰入金 1項 基金繰入金 3目 財政調整基金繰入金 540万3000円の減は、財政調整分として取り崩していた財政調整基金を事業確定に伴い戻すものであります。19款 諸収入 3項 貸付金元利収入 6目 修学資金貸付金元金収入 360万円の追加は、看護師を目指すため平成26年4月から3年間医療職及び福祉職養成修学資金を貸し付けていた方から、健康上の理由により町内での就労が不可となったことから辞退の申し出があり、一括返還されたものであります。20款 町債 1項 町債 2目 農林水産業債 370万円の減は、いずれも事業費確定に伴う減額で、第2表 地方債の補正で説明したとおりであります。以上、承認第4号 平成29年度新冠町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。ご審議を賜り、原案とお承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、承認第4号に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。はい、但野議員。

○11番（但野裕之君） 11番但野です。歳出の一般管理費、修学資金の部分なんですけれども、この方は資格は保健師ですか、社会福祉士ですか。

○議長（芳住革二君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 看護師の養成学校に修学をしていた方です。

○議長（芳住革二君） ほかありませんか。はい、但野議員。

○11番（但野裕之君） 今看護師ということなんですけれども、その方は本来ならば将来当町において看護師をして勤めていただける方だと思ったんですけども、全国的に看護師不足が懸念されている中、表現は悪いんですけどもあてが外れたような形になったと思うんですけども、将来的に看護師の確保の見込みは大丈夫なのかどうかという部分でお考えをお願いいたします。

○議長（芳住革二君） はい、坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 今回辞退された方につきましては、健康上の理由ということでございますので、私どもの方としても非常に残念ではありますけれども、本人のご意向に沿った形で辞退を受け入れるということになってございます。ただ、平成30年度の修学資金の貸付1件申請がありますけれども、看護師の申請でございまして、その方は卒業後看護師になりたいということの希望もございますので、今後もこの事業を活用しながらですね、人材確保を図っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（芳住革二君） ほかありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終決いたします。お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、承認第4号は報告のとおり承認されました。

#### ◎日程第5 承認第5号 専決処分について

○議長（芳住革二君） 日程第5 承認第5号 専決処分について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。佐藤税務課長。

○税務課長（佐藤正秀君） 承認第5号 専決処分について、提案理由を申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。次ページをお開きください。専決処分書 新冠町税条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成30年3月31日付けをもって専決処分したものであります。この度の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月28日に国会で可決成立し、平成30年3月31日に公布され原則平成30年4月1日から施行されることに伴い、新冠町税条例の一部改正が必要となりましたが、議会を開催する暇がなかったことから平成30年3月31日付けをもって専決処分したものです。主な改正の内容といたしましては、内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例等が適用される親会社への所得をされた外国子会社等の支払った所得税、法人税及び法人住民税等の額のうち、合算された所得に対応する金額について法人税及び地方法人税から控除しきれなかった金額を新たに法人町民税法人税割額から控除することを規定。国税の平成28年度改正において、法人の申告後に減額更正されその後増額更正、または修正申告があった場合における延滞税の計算の基礎となる期間について見直しを行っており、地方税においても延滞税に相当する延滞金の計算の基礎となる期間について、同様の見直しを行うこと。通称わがまち特例の対象施設に係る課税標準の特例適用に係る取得期間の2年間延長に伴う対象施設に係る課税標準に乗じる率の変更。固定資産税の減額の規定にバリアフリー改修した劇場や音楽堂を追加。宅地及び農地に係る固定資産税の特例で課税の公平の観点から地域や土地によりばらつきのある負担水準を均衡化させることを重視した税負担の調整措置について、平成30年度の評価替えにおいても平成29年度の負担調整措置を継続すること。その他法改正に伴う条文の整備等ではありますが、専決処分の内容につきましては、

改正に伴う改め分及び新旧対照表での説明は省略させていただき、お手元に配付しております承認第5号資料「新冠町税条例の一部を改正する条例の承認概要」により説明させていただきますので、そちらをご覧ください。表の上段、左から条名、見出し、改正の内容となっております。条名ごとに説明をしておりますので、よろしく願いいたします。最初に第20条、年あたりの割合の基礎となる日数につきましては、第48条「法人の町民税の申告納付及び第52条「法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の改正に伴う条文の整備であります。第48条及び52条につきましては、後程説明申し上げます。次に、第24条「個人の町民税の非課税の範囲につきましては、地方税法の改正に伴う条文の整備であります。次に、第31条「均等割りの税率につきましては、法人税の改正に伴う条文の整備であります。次に、第36条の2「町民税の申告につきましては、地方税法及び施行規則改正に伴う条文の整備であります。次に、第47条の3「特別徴収義務者につきましては、地方税法の改正に伴う条文の整備であります。次に、第47条の5「年金所得に係る仮特別徴収税額等につきましては、地方税法の改正に伴う条文の整備であります。次に、第48条「法人の町民税の申告納付につきましては、内国法人、特殊関係株主である内国法人または連結法人、特殊関係株主である連結法人に係る外国関係会社に対して課される所得税及び法人税等のうち、当該外国関係会社の控除対象所得税額等相当額の適用を受ける場合、申告すべき法人税額割額から控除することについての条文の追加であります。次に、第52条「法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金につきましては、納期限の延長の場合の延滞金について申告後に減額更正がされ、その後さらに増額更正があった場合には増額更正により納付すべき税額のうち、延長後の申告期限前に納付されていた部分はその納付されていた期間を控除して計算することについての条文の追加であります。次に、第53条の7「特別徴収税額の納入の義務等については、施行規則の改正に伴う条文の整備であります。次に、第54条「固定資産税の納税義務者等につきましては、施行規則の改正に伴う条文の整備であります。次に、附則第3条の2「延滞金の割合等の特例につきましては、第48条「法人の町民税の申告納付及び52条「法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の改正に伴う条文の整備であります。2ページに移ります。附則第4条「納期限の延長に係る延滞金の特例につきましては、第52条「法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の改正に伴う条文の整備であります。次に、附則第10条の2「法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合につきましては、通称わがまち特例の対象施設に係る課税標準の特例適用に係る取得期間が平成32年3月31日までの2年間延長されることになり、条例の各項に定める割合も改正となったものであります。条項が12個あり、今回改正となっていない項もありますが、第1項から順に内容等を説明させていただきます。第1項は、水質汚濁防止法に規定する特定施設の汚水・廃液処理施設に係る課税標準に乘じる率を3分の1から2分の1に変更するもの。第2項は、中小事業者等が取得した大気汚染防止法に規定する指定物質の排出・飛散を抑制する施設に係る課税標準に乘じる率2分の1に変更ありません。旧第3項の中小事業者等が取得した土壌汚染対策法に規定



する特定有害物質の排出・飛散を抑制する施設は対象から外れました。第3項は、下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設に係る課税標準に乗じる率4分の3に変更ありません。第4項から第8項の津波防災地域づくりに関する法律に規定する管理協定を締結した協定避難施設の用に供する家屋及び償却資産については、取得期間が平成33年3月31日までの3箇年間延長されることになり、対象施設を追加し条例で定める率を次のようにするものです。1点目は、津波防災地域法の規定により指定された指定避難施設用の家屋及び償却資産に係る課税標準に乗じる率3分の2を追加すること。2点目は、同法に規定にする協定避難用の家屋及び償却資産に係る課税標準に乗じる率2分の1に変更ありません。第9項から第11項の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する特定再生エネルギー発電施設については、取得期間が平成32年3月31日までの2年間延長されることになり、1点目は太陽光、風力の施設に係る課税標準に乗じる率3分の2が、総務省令で定める規模以上または未滿の太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの施設について3分の2にすること。2点目は、総務省令で定める規模以上または未滿の太陽光、風力の施設に係る課税標準に乗じる率4分の3を追加すること。3ページに移ります。3点目は、総務省令で定める規模以上または未滿の水力、地熱、バイオマスの施設に係る課税標準に乗じる率2分の1に変更ありません。第12項は、特定事業所内保育施設に係る課税標準に乗じる率2分の1は、適用期間が平成31年3月31日までのため、今回の改正はありません。附則第10条の3 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、地方税法附則第15条の6、15条の7、15条の8、15条の9、15条の9の2、15条の10で規定する新築住宅等に係る固定資産税の2分の1を3年度分減額する新築等の期間を平成32年3月31日まで延長する改正をしたものですが、町税条例では改正税法に伴い、条文の整備を行うほか、バリアフリー改修した劇場や音楽堂に対しての固定資産税の3分の1を2年度分減額することを新たに設けたものです。附則第11条 土地に対して課する平成30年度から32年度までの各年度の固定資産税の特例に関する用語の意義につきましては、特例期間の変更に伴い見出しの平成27年度から平成29年度、平成30年度から平成32年度に改正するものです。附則第11条の2 平成31年度または平成32年度における土地の価格の特例につきましては、土地の価格は基準年度の価格を3年間据え置くことが原則ですが、第2年度及び第3年度において地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でない場合に価格を修正できる規定を延長するもので、特例期間の平成28年度または平成29年度、平成31年度または平成32年度に変更するものです。附則第12条 宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例につきましては、平成9年度の評価替え以降課税の公平の観点から地域や土地によりばらつきのある負担水準を均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられ、宅地について負担水準の高い土地は税負担を引き下げまたは据え置き、低い土地は税負担を上昇させる仕組みが導入され、平成30年度評価替えにおいても平成29年度

の負担調整措置を継続させるもので、特例期間の平成27年度から平成29年度、平成30年度から平成32年度に変更するものです。4ページに移ります。附則第13条 農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例につきましては、前条と同様農地についても負担水準の区分に応じた税負担の調整措置が導入されており、平成30年度の評価替えにおいても平成29年度の負担調整措置を継続させるもので、特例期間の平成27年度から平成29年度、平成30年度から平成32年度に変更するものです。最後に、附則第15条 特別土地保有税の課税の特例につきましては、特例措置の継続と適用年度の継続措置をするもので、特例期間の平成27年度から平成29年度、平成30年度から平成32年度に変更するものです。特別土地保有税は、土地の投機的取引の抑制と有効活用の促進を目的とした政策税制で、1ヘクタール以上の土地所有者に対して、土地の取得価格を課税標準として、保有分として1.4%。土地の取得に対して取得分として3%課税されることとなりますが、平成15年度の税制改正によって特例措置として課税については現在停止となっております。これらの改正に係る施行期日は平成30年4月1日であります。以上が、承認第5号 新冠町税条例の一部を改正する条例の提案理由でございます。ご審議賜り、原案とお承認くださるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、承認第5号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、承認第5号は、報告のとおり承認されました。

#### ◎日程第6 承認第6号 専決処分について

○議長（芳住革二君） 日程第6 承認第6号 専決処分について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 承認第6号 専決処分について、提案理由をご説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。次のページをお開きください。専決処分書でございます。新冠町国民健康保険税条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年3月31日をもって一部改正に係る専決処分を行ったものでございます。1ページをお開きください。新冠町国民健康保険税条例の一部を次のように改正したものでございます。はじめに、条例改正の趣旨についてご説明いたします。平成29年12月22日付けで平成30年度税制改正大綱が閣議決定され、その中におきまして国保税における税負担の適正化を図るため2点の見直しがされてございます。1点目といたしまして、課税限度額の引き上げでございますが、国保税の構成のうち基礎課税分を54万円から58万円に引き上げするもの。2点目は、国民健

康保険税の減額の対象となる所得の基準の見直しでございます。対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を5割軽減においては27万円から27万5000円に引き上げ、2割軽減においては49万から50万円に引き上げるものです。この2点に係る地方税法施行令の一部改正が本年3月31日付けで公布されたもので、本町として国の定める法令どおりの改正を行ったものでございます。専決処分の経緯でございますが、今回の改正法令の施行日が本年4月1日であり、特に緊急を要する議決案件でかつ議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本条例の改正を専決処分したものでございます。それでは改正条文を説明いたしますので、2ページの新旧対照表をご覧ください。第2条 課税額でございます。第2項のただし書きには基礎課税分の限度額を規定しております。54万円を58万円に改めるものです。次に、第23条 国民健康保険税の減額でございます。第1項中には、第2条第2項の改正同様に基礎課税限度額54万円を58万円に改めるもの。次に、第2号の改正ですが、ここでは5割軽減の対象となる世帯を規定しております。軽減判定所得において、世帯員の被保険者等に乗すべき金額を1人につき27万円を27万5000円に改めるものです。第3号では、2割軽減の対象となる世帯を規定しておりますが、第2号同様1人あたりに乗する金額を49万円から50万円に改めるものでございます。1ページにお戻りください。附則といたしまして、第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。第2条 この条例による改正後の新冠町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年分までの国民健康保険税については、なお、従前の例による。以上が、承認第6号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案とおりが承認下さいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、承認第6号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。はい、秋山議員。

○9番（秋山三津男君） この改正によって影響を受ける世帯数を教えてください。

○保健福祉課長（鷹觜寧君） 本年1月31日現在の保険者ベースで算定してございますが、限度額超過の世帯におきましては、改正前が110世帯から101世帯になります。ということで、9世帯の影響がございまして、それから、基礎課税分でございますが、軽減判定の世帯数でございますが、5割軽減が85世帯から89世帯ということでプラス4。2割軽減が76世帯から増減なし0です。それから、介護納付金分ということでございまして、5割軽減59から60ということでプラス1。2割軽減におきましては28世帯から31世帯ということでプラス3世帯ということでございます。

○議長（芳住革二君） ほかありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、承認第6号は、報告のとおり承認されました。

◎日程第7 議案第23号 財産の取得について

○議長（芳住革二君） 日程第7 議案第23号 財産の取得について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。杉山診療所事務長。

○診療所事務長（杉山結城君） 議案第23号 財産の取得について、提案理由をご説明いたします。次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。1 取得する財産及び数量 名称は、医療機器内視鏡関係備品一式。数量は、上部下部消化管用スコープ各1他です。型式は、富士フィルムメディカル製品上部消化管用スコープ EG-L600ZW他です。2 取得の目的は、消化器系検査及び診断等です。3 取得金額は、1776万6000円です。4 契約の相手方は、札幌市西区福井5丁目18番26号 ロックメディカル株式会社 代表取締役 岩崎圭吾でございます。今後、国保診療所において力を入れるべき分野の一つとして内視鏡検査と考えております。自覚症状の出にくいがんの代表に挙げられる食道がん、胃がん、大腸がんには内視鏡検査が特に威力を発揮いたします。医療機関として、早期発見、早期治療に繋げるためにも、粘膜の微細な色調変化さえも高画質の内視鏡であれば的確にとらえることが可能となりますので、耐用年数を既に過ぎておりますこれまでの内視鏡の更新に併せまして、今回高性能の医療機器を導入するものであります。以上が、議案第23号 財産の取得についての提案理由です。ご審議を賜り、提案とおりにご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第23号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。はい、竹中議員。

○10番（竹中進一君） 10番竹中です。この機材の入れ替えにつきましては、この検査に特化した新しい医師も赴任されて、町民も大変期待を大きく持っている分野ではないかなというふうに考えておる次第です。そこでお伺いしたいのは、この内視鏡も喉から入れる方式と、鼻から入れる方式ってのがあって、鼻からのやつは技術的になかなか道内においてもできる先生があんまりいないというようなことも聞いておりますけれども、しかし患者さんに対する負担というのが、患者でないですね。受診される方への負担っていうのは大変少なくて済むというようなことも聞いておりますけれども、そのことについてお伺いしたいのと、今まで昨年度くらいからこのことについては取り組んでるかと思うんですけれども、ある程度1日にはできる人数の制限やら、それから一度受診すると毎年はできないというようなことで、相当やっばり時間とかそういうことがかかっていたんではないかと思っておりますけれども、この装置を入れることによって、例えば毎年受けてみたいとかというようなことに対することだとか、1日に受診できる件数が増えるとかそういうようなことは期待できるでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、杉山診療所事務長。

○診療所事務長（杉山結城君） 上部の方の、口から入れる内視鏡の方につきましては、

これまでも鼻の検査をしておりました。今後も、口、鼻両方でできる機器を導入いたします。併せて大腸カメラも今回導入いたします。1日に受けれる受診者数につきましても、それぞれ3人の先生ともに内視鏡できますので、それぞれのカメラ日は設けることも今検討しております。もしくは、カメラ日は設けず、ある程度できるような体制を幅広く1週間のうちにどの日でもできるような体制に近づけるように内部検討を今後進めていく予定であります。大腸カメラに関しましては、いろいろな検査方法もありますので、大腸カメラについては1日1名程度になるかと思っておりますけれども、内視鏡については最大1日2名までも可能かなということも含めて今検討しております。

○議長（芳住革二君） ほかありませんか。はい、武田議員。

○7番（武田修一君） その内視鏡の一式ということで、どれくらいの利用数、利用頻度というような目標、目指すものというものがあればお伺いしたいのと、利用促進、推進のためにPRについても積極的に行えるものと思っておりますけれども、その辺りの考え方についてもお伺いできればと思います。

○議長（芳住革二君） はい、杉山診療所事務長。

○診療所事務長（杉山結城君） 過去の件数でございますけれども、平成28年、29年は検査及び健康診断合わせて年間50から60程度でありました。平成27年度は、75名でありました。この人数を、これはあくまでも上部、口からの検査ですけれども、今回大腸カメラもできることになりましたので、上部の方についてはこの件数を何とか1年目、2年目と数字を上げていくように努力いたしますけれども、最大で2倍程度にはもっていきたいというふうに考えております。PRにつきましては、今後仮契約の状態でありまして、今後機器が導入されまして体制が整い次第PRの方を積極的にしていこうと考えております。以上です。

○議長（芳住革二君） ほかありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。これより本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第23号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎閉議宣告

○議長（芳住革二君） 以上をもって、本臨時会に提案されました議案全ての審議を終了いたしました。

#### ◎閉会宣告

○議長（芳住革二君） これをもって、平成30年第2回新冠町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労様でございました。